

「定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款」の一部誤表示の訂正について

第一生命保険株式会社は、2024年3月19日以降の「定期保険（無解約返還金）（2018）」の「ご契約のしおり-約款（2024年4月版）」において、一部誤表示があったことについて、お詫びするとともに訂正内容をお知らせいたします。

なお、お客さまの契約内容および保障内容に変更はございません。

<訂正箇所>

定期保険（無解約返還金）（2018）給付約款 第7条（特別条件を付けた場合の特則）第1項第1号

誤った内容	正当な内容
<p>(1) 保険金額削減支払法 契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、保険金額につきの割合を乗じて得た金額を死亡保険金の支払額として第3条（死亡保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症 ((参照取得に失敗))による場合には、保険金額と同額を死亡保険金の支払額として第3条の規定を適用します。</p>	<p>(1) 保険金額削減支払法 契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、保険金額につきの割合を乗じて得た金額を死亡保険金の支払額として第3条（死亡保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症 (別表2)による場合には、保険金額と同額を死亡保険金の支払額として第3条の規定を適用します。</p>